

定 款

2022年6月29日改正

スターゼン株式会社

スターゼン株式会社 定款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当会社はスターゼン株式会社と称する。
英文では Starzen Company Limited と表示する。

第2条 (目的)

当会社は次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社および外国の会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

1. 食肉の加工、売買および輸出入
2. 畜産物の生産、加工、売買および輸出入
3. 家畜の飼育および販売
4. 農産物の生産、加工、売買および輸出入
5. 水産物の生産、加工、売買および輸出入
6. その他の食品の製造、加工、売買および輸出入
7. 飼料および肥料の製造、加工、売買および輸出入
8. 医薬品、医薬部外品、化粧品、健康食品および日用雑貨の製造、加工、売買および輸出入
9. 酒類の売買および輸出入
10. 企業内教育研修の企画および実施、企業の経営診断、出版、ならびに教材の製作および販売
 11. 建築工事の設計、監理、施工および請負、ならびに不動産の売買、賃貸借、管理および仲介
 12. 陸運業および冷蔵・冷凍倉庫業
 13. 飲食店の経営
 14. コンピュータ、コンピュータ関連機器 およびソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、運用管理およびコンサルティング
 15. コンピュータによる各種計算業務等の請負
 16. 食品および食品製造施設の安全維持に関する検査および指導
 17. 有価証券の取得、運用、融資、債務の保証等の信用供与
 18. 前各号に関連および付帯する事業

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都港区に置く。

第4条 (公告の方法)

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第5条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は 4,400 万株とする。

第6条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 7 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は 100 株とする。

第 8 条 (単元未満株主の権利)

当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について会社法第 847 条に規定する責任追及等の訴えの提起を行うことができない。

2. 次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。
 - ① 会社法第 189 条第 2 項に掲げる権利
 - ② 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
 - ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利
 - ④ 次条に定める単元未満株式の買増しを請求する権利

第 9 条 (単元未満株式の売渡請求)

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 10 条 (株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱および手数料ならびに株主の権利行使の手続きについては、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

第 11 条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第 12 条 (基準日)

当会社は毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

第 13 条 (招集)

当会社の定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに隨時これを招集する。

2. 株主総会は、本店所在地または東京都区内において招集する。ただし、次項に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合はこの限りでない。
3. 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができます。

第 14 条 (招集権者および議長)

株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第18条（取締役会の設置）

当会社は、取締役会を置く。

第19条（取締役の員数）

当会社の取締役は20名以内とする。

第20条（取締役の選任方法）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条（取締役の解任方法）

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第22条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期が満了する時までとする。

第23条（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって若干名を選定し、その内1名を取締役社長とする。

2. 取締役会の決議によって、役付取締役若干名を選定することができる。

第24条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第25条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第26条（取締役会の決議方法等）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思を示したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

第27条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第28条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第29条（取締役の責任免除）

当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

第30条（監査役および監査役会の設置）

当会社は、監査役および監査役会を置く。

第31条（監査役の員数）

当会社の監査役は6名以内とする。

第32条（監査役の選任方法）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 監査役の欠員に備えて株主総会において補欠の監査役を選任した決議が効力を有する期間は、当該選任決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第33条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 棚欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
ただし、前条第3項の規定に基づき選任された棚欠監査役が監査役に就任した場合は、当該棚欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときを超えることができないものとする。

第34条（常勤の監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第35条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第36条（監査役会の決議方法等）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第37条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第38条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第39条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

第40条（会計監査人の設置）

当会社は、会計監査人を置く。

第41条（会計監査人の選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第42条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第43条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第44条（会計監査人の責任免除）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

第45条（事業年度）

当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第46条（剰余金の配当等）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

2. 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して支払う。

第47条（剰余金の配当の除斥期間）

剰余金の配当は、支払開始の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 前項の配当金には利息を付けない。

（附則）

1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

制定	昭和23年	6月17日
改正	昭和27年	5月27日
改正	昭和29年	5月29日
改正	昭和34年	5月27日
改正	昭和35年	1月23日
改正	昭和35年	5月26日
改正	昭和36年	2月28日
改正	昭和37年1	1月29日
改正	昭和38年1	1月29日
改正	昭和43年	5月30日
改正	昭和45年	6月17日
改正	昭和46年	5月28日
改正	昭和48年	5月30日
改正	昭和49年	5月30日
改正	昭和50年	5月30日
改正	昭和52年	5月30日
改正	昭和57年	6月29日
改正	昭和59年	6月29日
改正	平成3年	6月27日
改正	平成6年	6月29日
改正	平成7年	6月29日
改正	平成10年	6月26日
改正	平成11年	1月28日
改正	平成11年	4月 1日
改正	平成13年	6月28日
改正	平成14年	6月27日
改正	平成15年	6月27日
改正	平成16年	6月29日
改正	平成17年	6月29日
改正	平成18年	6月29日
改正	平成19年	6月28日
改正	平成20年	6月27日
改正	平成20年1	0月 1日
改正	平成21年	6月26日
改正	平成22年	1月 6日
改正	平成25年	6月27日
改正	平成27年	6月26日
改正	平成27年1	0月01日
改正	平成28年	6月29日
改正	2019年	6月27日
改正	2021年	3月 3日
改正	2021年	6月29日
改正	2022年	6月29日